

【 議 事 1 】

下関市生活バス（菊川）における
貨客混載事業について



下関市（菊川）生活バス貨客混載事業の実施について

1. 下関市（菊川）生活バスの利用状況

下関市（菊川）生活バス（以下「生活バス」）は、4台の車両で、定時定路線6路線、予約バス路線1路線の計7路線を運行している。利用者は平成18年度の37,580人のピークを境に減少傾向となり、平成29年度は13,240人とピーク時の約1/3まで利用者が落ち込んだ。平成30年4月から実施した利用料金のワンコイン化により、平成30年度の利用者は14,113人と増加したが、令和元年度は12,752人、令和2年度は11,865人と年々減少し、利用者数が低迷している。

また、菊川総合支所管内の人口は令和3年3月末時点で7,425人、うち65歳以上の人口は2,915人で高齢化率は39.3%となっており、特に予約バス路線である道市・縦ノ木地区の高齢化率は78.1%となるなど、高齢化・過疎化が深刻な状況となっている。

2. 貨客混載事業導入によるメリット

(1) 生活バス路線の維持・向上

生活バスによる農産物等の少量貨物を運送する事業を導入することにより、生活バスの利便性が周知されるとともに利用者拡大が図られ、生活バス路線の生産性が向上し、生活バス路線網の維持につながる。地域住民にとっては、生活バス路線が安定的に利用できることで病院やスーパーマーケットなど多様な施設へアクセスでき、生活基盤の維持向上にもつながる。

(2) 中山間地域の高齢者における地域経済の活性化

出荷するために自家用車で農産物等を運んでいた生産者が、高齢化により運転に不安を感じて出荷ができなくなる課題にも対応し、引き続き安心して農産物の生産及び出荷ができる環境支援を行うことで、地域経済の活性化や生きがい対策にもつなげることができ、過疎・高齢化により活力が著しく衰退する地域における住民の生活環境の改善と負担軽減を図ることができる。

3. 貨客混載に係る道路運送法の取扱いについて

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られる過疎地域等において当該地区の住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高める目的として、平成31年3月29日付け国土交通省自動車局長通知文により、「自家用有償旅客運送者（道路運送法）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可の申請があったときは、運輸支局長は、定める要件を満たしている場合には、定める条件を付し、許可をする」ことができることとなっている。

4. 試行運行の実施状況

令和元年12月24日の地域公共交通会議での報告を経て、令和2年7月1日から令和3年5月31日までの期間において小日本ふるさと市（農産物直売所）及びその会員を対象とした貨客混載事業の試行運行を実施し、試行運行期間中に32件55個の利用があった。また、貨客混載事業試行運行についてのアンケート調査を実施し、事業の継続（本格運行）の要望が出ている。

5. 試行運行を経ての改善点等

- (1) 試行運行の利用便は、縦ノ木・保木線（予約バス路線）第2便としていたが、早朝（8時頃）の利用も可能としてほしいとの希望があるため、予約バス路線全便（1日4便）利用可能とする。なお、受付時間（予約締切）は、予約バスの受付と同様とする。
- (2) 農産物等を入れるコンテナの規格を「幅53cm×奥行き36.6cm×高さ27.2cm」としていたが、大きな野菜（白菜等）が入らないとの意見が多数あったため、試行運行で利用したコンテナの約2倍の大きさかつ特設柵棚に固定できる大きさのコンテナであれば利用を可能とする（コンテナの大きさについては、事前の利用登録をする際に確認をする）。

6. 貨客混載事業の内容

(1) 運行概要

従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物（出荷のための野菜、果物、穀物などの農産物、加工品に限る。）の有償運送を行う。

(2) 利用方法

集荷団体（小日本ふるさと市等）が、事前に利用者（会員等）を取りまとめ、運送する主な荷物の種類、使用するコンテナの規格等について市に登録を届け出る。運送当日の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの出荷情報を集荷団体が受け付け、一括して運送事業者に予約を行う。

(3) 積載方法

生活バス後方に設置した特設柵棚に利用者自らが農産物等の入ったコンテナを積載し、運転手がゴムバンド等で固定する。運転手は必要に応じて積み込みの補助を行う。貨物の総積載量は350kg以内とし、生活バス乗車客席は常時9人の座席スペースを確保する。

(4) 運送方法

生活バスの停留所（予約バス運行区域において停留所以外の場所を事前登録した乗降場所を含む）からバスターミナルまで運送し、その後、集荷団体がバスターミナルまでコンテナを引き取りに来る。

(5) 対象路線

縦ノ木・保木線（予約バス路線）

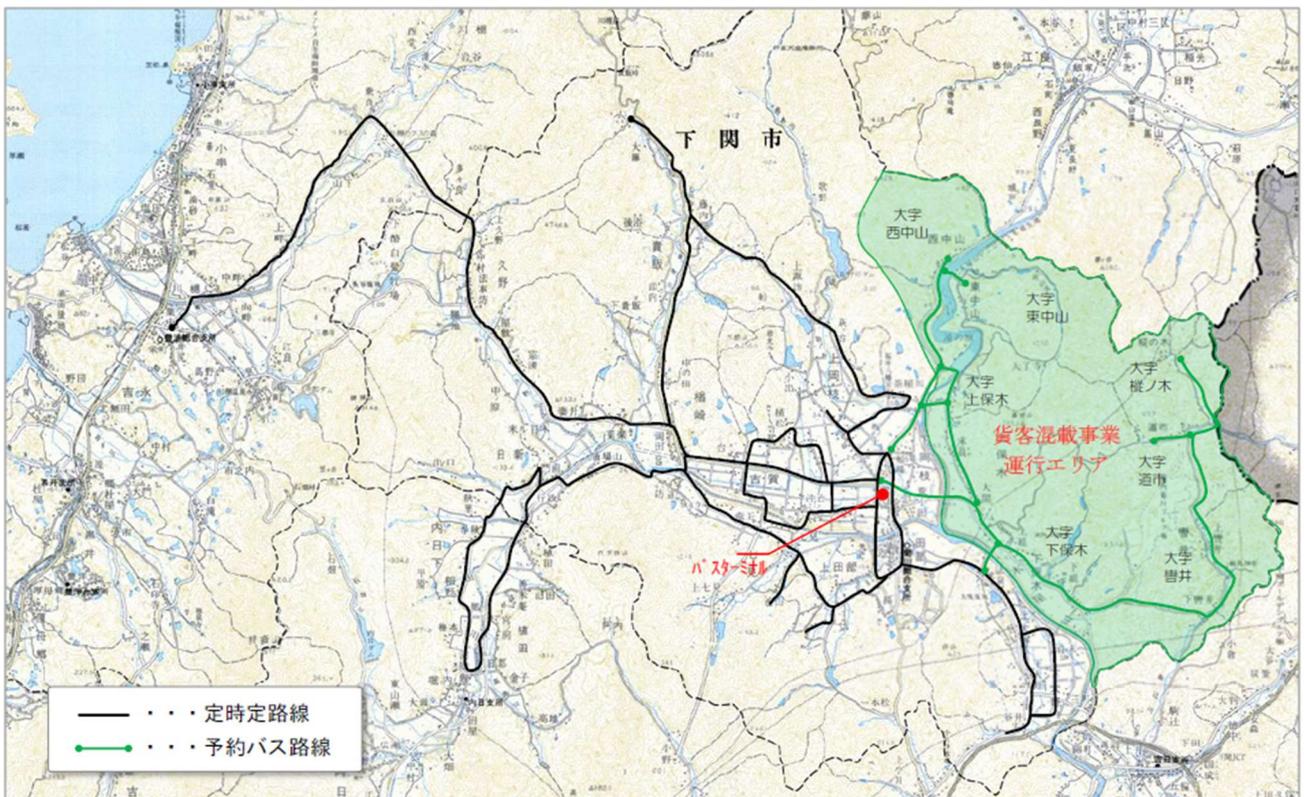
(6) 運賃

コンテナ1梱包100円。1梱包の基準は、幅53cm×奥行き36.6cm×高さ27.2cm程度の規格のコンテナ2個又は幅53cm×奥行き73.2cm×高さ27.2cm程度の規格のコンテナ1個とする。基準以外のコンテナであっても、幅53cm×奥行き73.2cm×高さ27.2cm程度の範囲内のコンテナで市が認めたものであれば、1梱包として取り扱う。

(7) 取り組みスケジュール

- 令和3年7月 貨物自動車運送事業者への意見照会
地域公共交通会議において審議
- 令和3年8月 少量貨物の有償運行に係る許可申請（許可まで約3ヶ月）
- 令和3年9月 市議会定例会建設消防委員会において経過報告
- 令和3年10月 少量貨物の有償運行に係る許可後、条例改正(案)起案
- 令和3年12月 市議会定例会において条例改正審議
地域公共交通会議において報告
- 令和4年1月 運行開始

●路線図（取組エリア）



● 試行運行利用状況

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計	
登録農家数	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	—	軒
利用者数	1	1	0	1	6	4	3	1	1	0	0	—	人
利用件数	2	1	0	2	16	5	4	1	1	0	0	32	件
利用個数	6	2	0	6	32	8	6	3	1	0	0	64	個
(うち出荷)	4	2	0	6	25	8	6	3	1	0	0	55	個
(うち返却)	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	9	個

